

=====

受験番号：5R5013

=====

<共通問題解答>

有効な特許を発行するためには、特許庁は、不当に特許を発行しない義務があるのみならず、不当に特許を拒絶しない義務がある。

保護に値する権利範囲を有する特許を発明者に対して発行することが、技術革新および技術的進歩に最も資する。

米国特許法施行規則1.56およびその他の節に規定されている規則は、特許庁との間で手続きを行うにあたって誠実義務が存在することについて、特許出願の準備および審査に関係する者の注意を喚起するとともに、特許出願の効果的かつ効率的な審査に必要となる情報を特許庁が遅滞なく受領できるようにするための一助となる。上述した節が目的としている範囲において、特許出願の出願あるいは審査に関係する者とは、例えば、特許出願の各発明者、および、出願を準備し遂行する各代理人あるいは各代行者である。情報開示義務を有する者は「出願の準備あるいは審査に実質的に関係する」者に限定される。これは、上記義務がタイピストや事務員などの出願を補佐する職員にまで及ばないことを明確にするためである。

上記義務を有するすべての者は、自身が知り得る重要な情報がどこから入手したものであっても如何にして知り得たのかに拘わらず、当該情報をすべて特許庁へ開示しなければならない。重要性は、当該情報を入手した状況や当該情報をどこから入手したかを規制するものではなく、情報を特許庁へ開示しなければならないかどうかを規制する。もし重要であれば、その情報を特許庁へ開示しなければならない。

重要な情報の開示義務は、出願前、出願時点、あるいは当該出願の審査中に上記の者が知り得た情報に及ぶ。